【資料１－４】

**Ver.１**

(仮称)

第２次

市民活動と協働を推進するための指針

～つながる鎌倉条例の目的の実現に向けて～

令和○年（202○年）○月

鎌　倉　市

**第2次 市民活動と協働を推進するための指針　目次**

**第１章　はじめに　～つながる鎌倉条例について～**

**第２章　指針策定の概要**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

（１）　指針策定の背景

（２）　基本的な用語の説明

　　（１）市民等

（２）市民活動

（３）市民活動団体等

（４）中間支援組織

（５）協働

（３）　計画の位置づけと計画の期間

（４）　計画策定の経緯

**第３章　市の市民活動を取り巻く現状と課題**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

（１）市民活動の現状

（２）市民活動の課題

（３）協働の課題

**第４章　計画の推進に向けて**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

（１）それぞれの役割

（１）市の責務

（２）市民等の役割

（３）市民活動団体等の役割

（４）中間支援組織の役割

（２）市民活動の推進に向けた考え方と協働の原則・・・・・・・・・・・・・・・・　11

（１）市民活動の推進に向けた考え方

（２）協働の原則

**第５章　具体的な施策の展開**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

（１）具体的な施策１　市民活動への参画促進及び○○のための情報発信

（２）具体的な施策２　市民活動団体に対する支援

（３）具体的な施策３　協働の推進

**第６章　計画の実効性を高めるために**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17

（１）推進体制

（２）市職員の意識改革

（３）市民等の意識醸

**第７章　資料**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17

1. **はじめに～つながる鎌倉条例の制定～**

**※つながる鎌倉条例の前提として、本計画がつくられていることがわかるようなページとする。**

**つながる鎌倉条例　前文**

美しい自然環境と豊かな歴史的遺産を有する鎌倉は、このまちを愛し、自分たちのまちのために行動する人々によって守られ、支えられ、つくられてきたまちである。

先人たちがつくりあげたこうした市民風土は、市民の誇りとして、様々な市民活動に今も受け継がれており、鎌倉のまちの発展のためにこれからも次世代を担う子どもたちにつなげていく必要がある。

市、市民等、市民活動を行うもの及び中間支援組織が、お互いにつながりを大切にし、それぞれの特性を生かしながら行動し、鎌倉のまちが魅力と活力にあふれ、さらに輝くまちにしていくために、この条例を制定する。

**解説**

前文では、条例がつくられた背景、意義、これまで条例案を検討してきた（仮称） 市民活動推進条例検討会の思いをまとめています。

鎌倉は、このまちを愛し、自分たちのまちのために行動する人々によってつくられてきたまちであり、こうした行動を支えてきた、市民の気風を「市民風土」と表現しています。

これらは、現在の市民活動にも受け継がれており、鎌倉のまちを発展させていくために、これからも次世代に引き継いでいく必要があります。

市、市民等、市民活動を行うものなどがともにつながり、それぞれの特性を生かしながら、鎌倉のまちが魅力と活力にあふれ、さらに輝くまちにしていくために、条例を制定することを表現しています。

**このようなつながる鎌倉条例の思いを具体的にかなえるため、本条例にのっとり、具体的な施策をまとめる計画を形作ります。**

**第２章　計画策定の概要**

１　計画策定の背景

美しい自然環境と豊かな歴史的遺産を有する鎌倉は、このまちを愛し、自分たちのまちのために行動する人々によって守られ、支えられ、つくられてきたまちです。

少子高齢化や人口減少などの社会情勢の変化や、情報社会の進展など、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、市民のニーズや地域課題は多様化してきています。これまで、公共サービスは行政が担うものと考えられてきましたが、多様化した社会課題に対し、従来の仕組みでは適切な対応が困難なケースも現れてきています。

　そうした中、様々な課題の解決に向けた市民の自主的な活動が活発となっており、まちづくりに対する市民の参加意識が高まっています。誰もが安全で、安心して心豊かに暮らすことができる持続可能な地域社会を実現するためには、行政によるサービスに加えて、市民自らが地域課題を“ジブンゴト”としてとらえ、行動していくことが必要です。

また、市民ならではのサービスや市民同士の協力による、市民の力を生かした創意と工夫にあふれる取り組みを主体的に進めていくことや市と市民活動団体等が、お互いの特性を生かし、社会課題や地域課題の解決に向けてつながり、きめ細かく柔軟に行動していくことが重要です。

市では、市民ニーズの充足や地域の課題解決に向けて、これまで行われてきた市民活動をさらに活性化していくため、また多様な主体が連携するまちとして協働を推進していくために、平成28年（2016年）５月に（仮称）市民活動推進条例検討会（以下「条例検討会」とします。）を立ち上げ、条例の制定に向けて、議論を重ねてきました。そして、平成31年（2019年）1月に市民活動及び協働の活性化に必要な環境を整え、魅力と活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とした、つながる鎌倉条例（以下「条例」とします。）を制定しました。

また、条例で定めた目的を達成するため、市民活動及び協働の推進に関する具体的な施策の方向性や考え方を示すものとして、条例検討会での議論や市民の意見等を踏まえ、鎌倉市市民活動推進委員会において議論し、まとめられた提言をもとに、市民活動と協働を推進するための指針を令和２年○月に策定し、基本的な考え方と手法、目指す方向を提示しました。

　指針の策定から５年が経過し、市民ニーズや地域課題はさらに複雑化・多様化しています。このような中、行政主導ではなく市民と行政との協働によるまちづくりの重要性がより高まっていることから、市民主導で地域の課題を解決していくことが期待される中、活動がより効果的に行われるよう、市民活動と協働を推進するための指針をこの度更新しました。

なお、本指針については、より市民市民活動と協働を計画的に推進していくために、今後行政計画へ再編する予定です。

　今後も、本指針をもとに、市民活動や協働の活性化による魅力と活力にあふれる地域社会づくりに取り組んでいきます。

２　基礎的な用語の説明

本計画における基礎的な用語は、つながる鎌倉条例〇条に従い、次のとおりです。

（１）市民等

　　　市内に居住し、通勤し、通学し、又は市内で事業を行う人のことです。

多様化する地域課題に対して、鎌倉のまちに関係する多様な人や団体などが、その役割や立場、特性に応じて力を発揮し、または力を合わせることで、課題解決が図られたり、活力ある地域社会がつくられることから、単に地方自治法で定める住民（市内に住所を有する人で、外国人や法人も含む。）だけではなく、市内の会社や学校に通勤・通学する人、地域活動を行っている人や事業者等を含みます。

（２）市民活動

　　　市民等が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とするものです。

生活する上で困ったり、不便を感じたり、「こうなったら良いのに」と考え、自分で何とかしようと行動している人は大勢います。地域課題を人任せにするのではなく、自分で何とかしようと考え、動き出すのが市民活動です。

（３）市民活動団体等

　　　市民活動を行う団体又は個人のことです。法人格の有無は関係ありません。

（１）の「市民等」の中に含まれますが、「市民等」の中でも公益的なサービスの提供や課題解決に向けた活動を行うものとして大きな役割を果たします。

地縁型組織や事業者、その他の団体も、その活動内容が市民活動に該当する場合は、本指針では市民活動団体等に含みます。

（４）中間支援組織

　　　市、市民等及び市民活動団体等の間に立ち、市民活動が円滑かつ活性化することができるように支援する組織で、具体的には、公設民営の中間支援組織として市民活動団体等が運営する鎌倉市市民活動センターや市社会福祉協議会、かまくらボランティアセンター等があります。

また、市民活動を活性化するために、情報の収集・発信、相談、個人の組織化の支援及び課題を共有する他団体と連携するための機能を担います。

（５）協働

　　　協働は、市及び市民活動団体等が、社会課題や地域課題の解決など、共通の目的を実現するために、協議によって、それぞれが果たすべき役割・責任を自覚し、相互に補完し、協力し、相乗効果をあげながら、新たな公共サービスの仕組みや事業をつくりだすことです。

　３　指針の位置づけと指針の期間

本計画は、つながる鎌倉条例第１条で定める目的を達成するため、市民活動と協働の推進

について、計画的に進めるために策定するものです。

~~鎌倉市の最上位の計画である第 ４次鎌倉市市総合計画及びその他関連する計画などと整~~

~~合性を図っています。~~

（↑まだ総合計画の内容が定まっていないことから、今後企画課と調整を図ります）

（１）指針の期間

市民活動センターの指定管理業務は、本市における市民活動支援の最前線であることか

ら、本計画の内容をセンター業務の仕様に反映させるために、連動してスケジュールを組

み立てています。

　第２次指針は、鎌倉市市民活動センターの第６期指定管理期間の期間と併せ、令和８年

度から 令和 11 年度までの４年間とします。

　なお、第３次以降については、新しく行政計画へと更新する予定であり、センターの指

定管理期間と合わせ、５年間とします。



（２） 指針の進捗管理

本指針の最終年度である令和11年度には、基本目標や施策の達成状況の確認と次期

　　　 指針に向けた見直し等を行います。

（３） 評価

　　　　上記の進捗状況の評価を基に鎌倉市市民活動推進委員会において本指針における最終年度に評価を行います。

（４） 公開

鎌倉市市民活動推進委員会での評価を議事録として、これを市ホームページにて公開

します。

　４　指針策定の経過

本計画は、指針の実施状況などを基に素案を作り、鎌倉市市民活動推進条例に基づく鎌倉市市民活動推進委員会に諮り、意見を聞き議論したものを指針原案として策定しました。

**第２章　市の市民活動を取り巻く現状と課題**

（１）市民活動の現状

ア　市民活動センター登録団体数の推移と活動状況

市民活動センターが開設された平成10年度（1998年度）の登録団体数は、146団体で、その後、平成24年度（2012年度）頃まで登録団体は増え続け、それ以降は、ほぼ横ばいとなっています。

全国のNPO法人数においても、特定非営利活動法人促進法の制定以降、年々増加し、平成26年度（2014年度）には50,000団体を超え、平成29年度（2017年度）には、51,868団体でピークとなり、それ以降は、横ばいとなっています。

　　　一方、このような状況において、市内では、社会課題や地域課題を解決するために、被災地への復興支援や市民の防災意識の向上などを目的としたイベントを開催し、多くの市民等を巻き込み、災害をジブンゴトとしてとらえてもらうための活動や、誰でも気楽に参加できる横断的なコミュニティの場を創出し、様々な主体がつながり、それが広がり、情報交換ができるような場づくりをしている活動なども増えつつあります。多様化する課題に対して、市民等の創意と工夫にあふれた取り組みが市民等の“つながる場”を創出しているケースが見受けられます。

【NPO法人（特定非営利活動法人）数及び市民活動センター登録団体数】

※出所：内閣府データを基に作成（NPO法人数）

　※市民活動センター登録団体については、平成26（2014）・27（2015）年度に登録団体の活動状況に関する調査を行い、登録団体の整理をしました。

イ　活動分野一覧

市民活動センター登録団体の活動を分野別にみると、多岐にわたって活動が展開されています。

　　　その中でも団体数が多い分野は、「文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」が148団体、「子どもの健全育成を図る活動」が134団体、「まちづくりの推進を図る活動」が124団体となっています。

【市民活動センター登録団体　活動分野別一覧】

|  |  |
| --- | --- |
| **活動分野** | **団体数** |
| 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 | 148 |
| 子どもの健全育成を図る活動 | 134 |
| まちづくりの推進を図る活動 | 124 |
| 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 | 106 |
| 環境の保全を図る活動 | 98 |
| 社会教育の推進を図る活動 | 87 |
| 国際協力の活動 | 47 |
| 地域安全活動 | 44 |
| 人権の擁護又は平和の促進を図る活動 | 39 |
| 活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助 | 31 |
| 災害救援活動 | 24 |
| 男女共同参画社会形成の推進を図る活動 | 21 |
| 情報化社会の発展を図る活動 | 20 |
| 経済活動の活性化を図る活動 | 20 |
| 消費者の保護を図る活動 | 11 |
| 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 | 10 |
| 科学技術の振興を図る活動 | 5 |

（令和２年（2020年）３月末時点　390団体）

※一つの団体が複数分野で登録している場合もあります。

ウ　組織形態別団体数

　　　市民活動センターに登録している団体を組織形態別にみると、任意団体が295団体でもっとも多く、続いてNPO法人が58団体でした。

任意団体やNPO法人だけではなく、自治会・町内会や一般社団法人などの団体も登録しており、市民活動の幅が広がっていることが読み取れます。

【市民活動センターに登録している組織形態別団体数】

（令和２年（2020年）３月末時点390団体）

（２）市民活動の課題

　　　令和元年（2019年）９月に実施した「鎌倉市内の市民活動団体の活動状況に関するアンケート（以下「活動状況に関するアンケート」とします。）」によると、市民活動団体等が活動を継続していく上での課題として多かったのは、「スタッフの世代の偏り（高齢化）」、「活動の担い手不足」、「特定の個人に責任や作業が集中する」、「新しい会員が増えない」、「活動の中心になるリーダーや後継者が育たない」など、『人員』に関することでした。

　　　この『人員』に関する課題は、会員の高齢化や活動の担い手不足などにより、団体の活動が継続できなくなるという事態に多くの団体が直面していると推測され、団体としての目的を達成するためには、後継者の育成や若手世代の獲得が必要であると考えられます。

このほかには、「活動資金・資器材の調達」、「活動場所・拠点の確保」などの課題が挙げられました。

（３）協働の課題

　　　　協働は、市民活動や市民参画の手段の一つであり、市民ニーズへのきめ細かな対応に欠かせないものです。

市では、平成19年度（2007年度）から、市民活動団体等と市による相互提案協働事業を開始しました。令和元年度（2019年度）までの提案数は75件で、そのうち実施件数は35件となっており、毎年の提案件数は、ほぼ横ばいです。特徴としては、市提案の実施率が73.9％に対し、市民活動団体提案の実施率は34.6％と低迷していることです。

一方、相互提案協働事業の展開については、担当課において継続している事業もあるほか、市民活動団体等が独自で事業に取り組んでいるもの、協働事業を契機に市の委託事業を請け負ったもの、協働事業を行った市民活動団体等が他団体と事業に取り組むものなど、様々な展開がなされています。

活動状況に関するアンケートによると、市との協働事業について「積極的に協働によるまちづくりに取り組みたい」、「内容によっては取り組みたい」と回答があったのは、50％を超えているものの、協働事業の実施につながっていない状況があります。また、市と協働を進めるうえでの、市と市民活動団体等のそれぞれの課題のうち、市民活動団体等の主な課題は、「市と話し合う機会がない」、「市政やまちづくりに関する情報不足」、「協働への関心が低い」といった市とのコミュニケーション不足や情報の提供不足などの課題が挙がりました。

市の主な課題は、「市民活動団体に関する理解不足」、「市の中で連携がとれていない」、「協働に消極的である」といった市職員の市民活動や協働に関する理解不足などの課題が挙がりました。

これらの課題の解決に向けて、市職員が協働の目的やその在り方について理解を深めるとともに、市、市民等及び市民活動団体等の間に立ち、市民活動が円滑かつ活性化することができるように支援する組織である中間支援組織の役割が重要となってきます。

**第３章　計画の推進に向けて**

１　それぞれの役割

市、市民等、市民活動団体等及び中間支援組織は、次の役割を認識し、まちをつくる一員と

してそれぞれのつながりを大切にし、お互いの特性や強みを生かして相互に理解し、協力しながら市民活動の推進に努めるものとします。

（１）市の責務

　　　市は、市民活動の推進に必要な施策を策定し、実施することにより、できる限り市民活動が活発に行われるための環境を整備しなければなりません。

　　　また、市職員に対して、市民活動や協働について理解を深めるための研修などを実施し、その重要性について啓発します。

（２）市民等の役割

　　　市民等は、多様化する地域課題を解決するために、まちのことに関心を持ち、自らできることを考えるとともに、自発的な意思に基づいて、市民活動に参加、協力するよう努めるものとします。

ただし、市民活動は市民等が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とするもののことをいい、強制されるものや束縛されるものでないことが前提です。

（３）市民活動団体等の役割

　　　市民活動団体等は、社会課題や地域課題を解決するため、知識、経験、地域性及び柔軟性などの特性を生かして行動するとともに、その活動の内容を市民等に広く周知するよう努めるものとします。

市民活動団体等は、行政や企業の行動原理とは異なる特性を持っており、この特性を生かして行動することによって、市民活動が社会課題や地域課題を解決する一翼を担うことができます。また、その活動を市民等に広く周知することで、市民等が市民活動に興味を持ち、活動が広がることや市民活動に参加するきっかけとなることが期待されます。

（４）中間支援組織の役割

　　市民活動団体等が事業を始めるにあたり、市民活動や協働を円滑に進めるためには、市民等や市民活動団体等への情報提供や各種相談、調整などを行う中間支援組織の力が必要で、中間支援組織自らの活動の質を高め、組織が充実していくことが求められています。

　　　そのため、中間支援組織は、市、市民等及び市民活動団体等の間に立ち、市民活動の推進のために、市民活動団体等の自立や課題解決のための情報及び技術の提供などを行うとともに、ネットワークの構築とその推進を図るよう努めるものとします。

　　　特に、鎌倉市市民活動センターは市民活動や協働を活性化するうえで、重要な役割を果たすことから、その役割について次のとおり示します。

鎌倉市市民活動センターの役割

　　　市が指定管理者制度により運営している組織であり、市民活動に関する情報の収集・発信や相談の窓口、会議や印刷物・資料を作成する場、情報交換の場などを提供しています。

地域の活性化や社会課題、地域課題の解決のために、これまでの役割に加え、次に掲げる視点に立ち、市民活動の推進のために役割を果たすよう努めるものとします。

市民活動を推進するための新たな視点

* 新たな取り組みの担い手のサポートや環境整備、市民参加の促進
* 新たなつながりを創出するための各種事業の支援、コーディネート
* 企業、NPO、行政、学校など（以下「多様なセクター」とします。）との連携、ネットワークづくりの推進

　　①　情報、資金、ボランティアなど社会資源の分配

　　　　各種の情報や資金、ボランティア、専門家などの社会資源を集めて、市民活動団体等に

分配していきます。

　　②　市民活動団体等の交流や団体同士の支援、多様なセクターとの連携をスムーズにするネットワークづくり

　　　　同じ活動分野や異なる多様な分野、あるいは他地域の市民活動団体等をつなぐネットワークづくりを行います。また、他の中間支援としての機能を果たしている組織とつながることで、より連携がスムーズになります。

さらに、市民活動センターの指定管理者自らも、先進事例の研究や自主事業などを通じて、当事者としてのノウハウを蓄積したり、他の市民活動団体等とともに事業を実施し、信頼関係を構築することによって、ネットワークを広げていきます。

　　③　社会的な価値を創造するための支援

　　　　多様化するニーズや新たな社会課題に対して、市民活動団体等による問題提起、課題解決に向けた提案をサポートするため、団体の学習機会の提供や資金、専門家の紹介など、活動のバックアップをしていきます。

　　④　場の提供

　　　　会議室や作業スペース、気軽に交流できるスペースなど市民活動団体等が利用できる場を提供します。市民活動センターの会議室などのほか、民間施設の活用など創意工夫しながら活動の場の充実を図ります。

２　市民活動の推進に向けた考え方と協働の原則

（１）市民活動の推進に向けた考え方

　　市は、市民活動を推進することで、市民等が自主的に市民活動に参加する機会が増え、「自分たちのまちは、自分たちで良くしていこう」という自治意識が高まることが期待されることから、市民活動の活性化に必要な環境づくりを支援していきます。

そのため、次の考え方をもとに、魅力と活力にあふれる地域社会の実現に向けた施策を実施していきます。

ア　自立の支援・主体性の確保

　　　社会情勢の変化とともに、市民ニーズも多様化しており、そのニーズにきめ細かく対応できることが市民活動の強みです。市民活動団体等が自立して活動を行うことで、多様化する市民ニーズへの対応や課題解決の一翼を担うことが期待されることから、市民活動団体等の自立を進める支援や市民活動団体等が自らの考えで積極的に行う活動に対しての支援を基本とします。

イ　自主性の尊重

　　　市民活動が自発的な意思に基づいて行われるものとし、その自主性及び自立性を理解し、尊重します。

ウ　公平性・公正性の確保

　　　市民活動団体等に対して、支援が受けられる機会を平等に提供します。

　　　また、支援を行うか否かは、市民活動の活動目的及びその内容を公共の福祉の観点などから総合的に判断します。

　　　市から市民活動団体等への支援の決定に関するプロセスは、新しい活動や既に実施している活動を広げていくためにも、情報を広く公開していきます。

（２）協働の原則

　　　多様化する地域課題の中には、市だけでは解決できないこと、市民活動団体等だけでも解決できないこと、あるいは企業などの事業者だけでは解決できないこともたくさんあります。市と市民活動団体等が責任と役割を分担し、相互の信頼のもと、お互いの資源を持ち寄って協力して解決策を見出そうとするのが、協働です。単独で取り組むよりも、大きな成果が期待されます。

　　　市及び市民活動団体等が協働を行う際には、次の原則に基づき、取り組んでいきます。

　　ア　対等・相互理解

　　　　市は、協働がふさわしい事業について、市民活動団体等と対等の立場に立ち、それぞれの特性と役割を理解し、尊重します。

　　イ　自主・自立

　　　　市及び市民活動団体等は、対話などを通じて信頼関係を構築するとともに、役割分担を明確にし、それぞれが、当該役割に応じた責任を果たし、お互いの立場を理解して役割とリスクを分かち合い、対等な立場で協働していきます。

　　ウ　目的共有

　　　　市及び市民活動団体等が、相互に事業の目的及び内容を理解し合意形成を進め、目的の実現までの過程を共有します。

　　エ　検証・見直し

　　　　協働の成果を高めていくために、市及び市民活動団体等とで、協働して行った事業について、目的の達成度や役割分担、情報の共有度などの結果について検証及び見直しを行うことにより、協働事業を充実させます。

参考：つながる鎌倉条例第９条

（協働事業）

第９条　市及び市民活動を行うものは、協働して事業を行うに当たり、次に掲げる協働の原則に基づいて事業を行うものとする。

　⑴　市及び市民活動を行うものは、対等の立場に立ち、それぞれの特性と役割を理解し、尊重すること。

　⑵　市及び市民活動を行うものは、信頼関係を構築するとともに、役割分担を明確にし、それぞれが、当該役割に応じた責任を果たすこと。

　⑶　市及び市民活動を行うものは、目的の実現までの過程を共有すること。

　⑷　市及び市民活動を行うものは、検証及び見直しを行うことにより、協働事業を充実させること。

**第４章　基本目標と具体的施策の展開**

つながる鎌倉条例第８条で定めた市民活動の推進のために必要な施策に従い、本指針では本市が目指す３つの基本目標を定め、この目標に沿った具体的な取組を実施していきます。

つながる鎌倉条例第８条

（市の施策）

第８条 市は、市民活動の推進を図るために次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

⑴ 活動の場の提供に関すること。

⑵ 財政的支援に関すること。

⑶ 情報の提供に関すること。

⑷ 市民活動の啓発及び学習機会の提供、人的支援に関すること。

⑸ 市民活動を行うものがその特性を生かせる分野において、市が行う業務への参加機会の提供に関すること。

⑹ 中間支援組織との連携に関すること。

⑺ その他市民活動の推進に関し必要な事項

**基本目標１　市民活動への参画促進及び活動の活性化**

１―１　多様な手法と媒体を活用した活動情報の提供

　（１）市民向けの情報発信

　（２）市民活動団体等の情報の収集と提供

　（３）情報誌の発行

　（４）チラシ、ポスターの配布支援

１－２　積極的なアプローチ

　　（１）市民活動センターの周知

　　（２）市民活動への参加の働きかけ

**基本目標２　市民活動団体の自立・ステップアップ支援の促進**

２－１　自立した活動団体への支援（団体の運営支援に関すること）

　　（１）活動団体の公開講座の開催

　　（２）利用できる施設や設備の情報提供

　　（３）活動資金確保のために必要な情報の提供

　　（４）組織の運営に関する講座や専門相談の実施

２－２　財政的支援に関すること

　　（１）市民活動団体等の活動資金の確保

　　（２）多様な活動支援や運営支援の充実

　　（３）補償制度による活動に伴うリスクの負担に対する支援

２－３　市が行う業務への参加機会の提供に関すること

　（１）市民活動団体に対する委託事業の促進

**基本目標３　協働による取組の促進**

３－１　市職員の協働に対する意識の醸成及び向上

　（１）協働研修の実施

３－２　団体に対する協働事業の周知啓発

　（１）協働事業に関する情報の集約と提供

　（２）新たな協働事業の提案や活動の参考となるような事業に関する情報提供

３－３　協働事業におけるマッチング強化

　　（１）市民活動コーディネーターによる協働コーディネート

**具体的な取組１　市民活動への参画促進及び活動の活性化**

１―１　多様な手法と媒体を活用した活動情報の提供

　活動団体やその活動内容を、より多くの市民に知ってもらい参加を促すため、 情報の発信等を行います

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取り組み | | 条例上の  施策 | 所管課・所属 |
| 1. 市民向けの情報発信 | | 第８条３号  第８条４号 | 地域のつながり課  市民活動センター |
| 取組内容 | * 市民活動に関する様々な情報を、ホームページやSNS、メールマガジン、広報紙など、対象に合わせた効果的な方法で発信し、情報を受け取る市民等や市民活動団体等が利用しやすい媒体による情報提供を行います | | |
| **②**市民活動団体等の情報の収集と提供 | | 第８条３号  第８条４号 | 市民活動センター |
| 取組内容 | * 市民活動センターに登録している団体のデータベース化を進め、名称、所在地、連絡先、活動内容などを整理し、活動しようとする人がすぐ必要だったり参考になる情報をつかめるように、ホームページ上で公開します。 | | |
| ③情報誌の発行 | | 第８条３号  第８条４号 | 市民活動センター |
| 取組内容 | * 団体紹介や活動実績、協働事例などを掲載する情報誌を年２回以上発行します。 | | |
| ④チラシ、ポスターの配布支援 | | 第８条３号  第８条４号 | 市民活動センター |
| 取組内容 | * 活動を周知するためのチラシやポスターの積極的な配布や掲示を支援します。 | | |

１－２　積極的なアプローチ

市民活動団体の活動現場や市内のイベント等への直接訪問及びヒアリング等に基づく活動事例及び課題等の情報収集及び分析を行い、市民活動未参加者や課題を抱えた団体等に対する市民活動への参加の働きかけに努めます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取り組み | | 条例上の  施策 | 所管課・所属 |
| ①市民活動センターの周知 | | 第８条３号  第８条４号 | 市民活動センター |
| 取組内容 | * 活動を始めようとするする人がまず相談できる場所として、市民活動センターが開催するイベントや関連イベントにおいて市民活動センターの情報発信を行います。 * ＳＮＳ等を用いて積極的な情報発信を行う。 | | |
| ②市民活動への参加の働きかけ | | 第８条３号  第８条４号 | 市民活動センター |
| 取組内容 | * 市民に対し、市民活動への参画のきっかけとなることを目指し、市民活動センターが主催するＮＰＯフェスティバルや登録団体懇話会などへの参加を働きかけます。 | | |

**具体的な取組２　市民活動団体に対する支援**

２－１　自立した活動団体への支援（団体の運営支援に関すること）

活動団体の活性化を促し、継続した活動ができるよう、活動団体に役立つ講座の開催や補助金・助成金情報の提供など、活動団体が自立するための支援を行います。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取り組み | | 条例上の  施策 | 所管課・所属 |
| ①活動団体の公開講座の開催 | | 第８条４号 | 市民活動センター |
| 取組内容 | * パネル作成や会計講座等、活動団体の自立及び運営力を高める講座を開催し、団体のステップアップを図ります。 | | |
| 1. 利用できる施設や設備の情報提供 | | 第８条１号  第８条３号 | 市民活動センター |
| 取組内容 | * 市民活動団体等が活動のために利用できる会議室や設備、貸出備品の情報提供を行います。 | | |
| ③活動資金確保のために必要な情報の提供 | | 第８条３号  第８条４号 | 市民活動センター |
| 取組内容 | * 本市のつながる鎌倉エール事業のほかにも、企業や財団など民間から市民活動に対する助成金について情報を収集し、市民活動団体等に向けて情報提供をしたり、申請の相談受付やノウハウの支援を行います。 | | |
| ④組織の運営に関する講座や専門相談の実施 | | 第８条３号  第８条４号 | 市民活動センター |
| 取組内容 | 市民活動を開始しようとする段階や活動を継続させようとする段階などに応じて、専門的な相談に対応します。 | | |

２－２　財政的支援に関すること

市民活動団体等が、自立し、地域の課題を解決したり市民のニーズを充足するためにステップアップするための金銭的な支援を行います。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取り組み | | 条例上の  施策 | 所管課・所属 |
| 1. 市民活動団体等の活動資金の確保 | | 第８条２号 | 地域のつながり課 |
| 取組内容 | 市民活動支援に充てる財源を確保していくために寄附金を活用した基金の周知を行い、財源を確保します。  ギャラリー展示、ホームページ、ＳＮＳ等 | | |
| 1. 多様な活動支援や運営支援の充実 | | 第８条２号 | 地域のつながり課  市民活動推進委員会 |
| 取組内容 | つながる鎌倉エール事業  団体の成長につながるよう、マイナーチェンジを実施していく | | |
| 1. 補償制度による活動に伴うリスクの負担に対する支援 | | 第８条２号 | 地域のつながり課 |
| 取組内容 | 市民活動団体等が安心して活動を行うために、活動中に指導者や活動者が怪我をしたり、他者に怪我をさせるなどの事故が発生した場合に補償する制度を通じて負担の軽減に努め、周知を図ります。 | | |

２－３　市が行う業務への参加機会の提供に関すること

市民活動団体等が市の事業を行うための新しい仕組みづくりとして、市民活動団体等がもつノウハウや特性、市民等のアイデアを活かした方法で市の事業を実施する仕組みの構築に努めます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取り組み | | 条例上の  施策 | 所管課・所属 |
| 1. 市民活動団体に対する委託事業の促進 | | 第８条５号 | 地域のつながり課 |
| 取組内容 | 市民活動団体等が実施することにより、迅速かつ高い効果が期待できる市の事業を市民活動団体等が担える仕組みとして、市民活動団体に対する委託を促進するための周知啓発を行います。  なお、委託事業は公平公正性の原則に従い推進していきます。 | | |

**具体的な取組３　協働の取組の促進**

３－１　市職員の協働に対する意識の醸成及び向上

活動団体と市が 協働して行政施策や事業に取り組み、地域の課題を解決し、より良いまちづくりに つなげるよう協働の意識づくりを進めます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取り組み | | 条例上の  施策 | 所管課・所属 |
| 1. 協働研修の実施 | | 第８条４号  第８条７号 | 職員課  地域のつながり課 |
| 取組内容 | 市職員が市民活動団体等の活動に参加するなど、直接交流する機会を増やし、市民活動や協働に対する理解を深めるため、既に若手職員を対象としている研修だけではなく、中堅職員や管理職にも対象を拡大し、実施していきます。 | | |

３－２　団体に対する協働事業の周知啓発

新たな協働事業の提案や活動の参考となるよう、現在鎌倉市で実施している協働事業の情報や、協働で解決したい市の課題等を集約し提供します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取り組み | | 条例上の施策 | 所管課・所属 |
| ①協働事業に関する情報の集約と提供 | | 第８条３号  第８条７号 | 地域のつながり課  市民活動センター |
| 取組内容 | * これまでつながる鎌倉エール事業で採択された協働事業の取組や、庁内で実施している協働事業をＨＰ上で紹介することで、協働で取り組む際の参考情報として発信します。 | | |
| ②新たな協働事業の提案や活動の参考となるような事業に関する情報提供 | | 第８条３号  第８条７号 | 地域のつながり課 |
| 取組内容 | * 各部署における市が抱えている課題についての情報を公開し（各課の希望制）、協働で取り組む可能性を探ります。 | | |

３－３　協働事業におけるマッチング強化

　　市民活動団体と市が共に汗をかいて実施する取組には、お互いの相互理解が重要です。中間支援組織である市民活動センターの市民活動コーディネーターによる具体的なコーディネートを通じ、マッチングを強化します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取り組み | | 条例上の  施策 | 所管課・所属 |
| 1. 市民活動コーディネーターによる協働コーディ   ネート | | 第８条６号  第８条７号 | 市民活動センター |
| 取組内容 | * 協働事業を行う上で必要な法制度や行政計画、市の予算の仕組みなどに関する知識や情報を市民活動団体等に提供し、団体をサポートするコーディネーターを設置します。 | | |

**第４章　計画の実効性を高めるために**

（１）推進体制

鎌倉市市民活動推進委員会（以下「推進委員会」とします。）において、新たな課題やニーズに対応した指針の策定や、条例及び本指針の見直しに向けた検討を行います。様々な立場の委員が、まちをよりよくするために、市民活動や協働の推進について共に議論し、市長に提言していくことで、市は施策を着実に実行していきます。また、アンケートやヒアリング調査、既存の会議などを通じて、市民活動や協働の推進に関する市民の意見、課題を把握し、推進委員会での検討に生かしていきます。

さらに、市が具体的な施策を実施していくために、庁内各部署との調整や施策を検討する市民活動推進庁内検討委員会において、全庁的な取り組みを実施していきます。

（２）市職員の意識改革

　　　魅力と活力あふれる地域社会の実現には、職員が市民活動や協働の重要性について理解することが不可欠です。市民活動の多様性、先駆性、柔軟性、専門性などの特性を理解するとともに公共サービスは行政だけが担うものと考えるのではなく、市民活動団体等と対等な立場に立ち、相互の特性を理解し、役割を分担して協働を進める必要があります。

　　　職員の研修機会の充実や協働事業を円滑に実施できるよう協働の手引きなどを策定し、職員の能力・意識向上に努めます。

（３）市民等の意識醸成

　　　多様化する地域課題を解決し、安全で安心して心豊かに暮らすことができるまちづくりをしていくためには、市民等が自ら地域課題をジブンゴトとしてとらえ、まちづくりの担い手となり、行動していくことが必要です。また、現在の活動を継続して次世代につなげていくことも重要です。

一人ひとりが何か始めてみようとするきっかけづくりや気軽に市民活動に参加できる環境づくりに努めるとともに、市民等への啓発を積極的に進めていきます。

**第５章　資料**

１　つながる鎌倉条例

美しい自然環境と豊かな歴史的遺産を有する鎌倉は、このまちを愛し、自分たちのまちのために行動する人々によって守られ、支えられ、つくられてきたまちである。

先人たちがつくりあげたこうした市民風土は、市民の誇りとして、様々な市民活動に今も受け継がれており、鎌倉のまちの発展のためにこれからも次世代を担う子どもたちにつなげていく必要がある。

市、市民等、市民活動を行うもの及び中間支援組織が、お互いにつながりを大切にし、それぞれの特性を生かしながら行動し、鎌倉のまちが魅力と活力にあふれ、さらに輝くまちにしていくために、この条例を制定する。

（目的）

第１条 この条例は、市民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、市民活動及び協働の活性化に必要な環境を整え、もって市、市民等、市民活動を行うもの及び中間支援組織がお互いにつながりを大切にし、協力し合い、多様化する地域社会の課題を解決することで、魅力と活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴ 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は市内で事業を行うものをいう。

⑵ 市民活動 市民等が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定多数の者の

利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。ただし、次に掲げる活動を除く。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第３条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）

若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

⑶ 中間支援組織 市、市民等及び市民活動を行うものの間に立ち、市民活動が円滑に進むことができるように支援をする組織をいう。

⑷ 協働 市及び市民活動を行うものが共通の目的を実現するために、お互いが対等の立場に立ち、それぞれの特性を生かし、協力して行動することをいう。

（基本理念）

第３条 市、市民等、市民活動を行うもの及び中間支援組織は、市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、まちをつくる一員としてそれぞれのつながりを大切にし、互いの特性を理解、尊重し、市民活動の推進に努めるものとする。

２ 市民活動は、自発的な意思に基づいて行われるものとし、その自主性及び自立性が尊重されなければならない。

（市の責務）

第４条 市は、基本理念にのっとり、市民活動の推進に必要な施策を策定し、実施することにより、できる限り市民活動が活発に行われるための環境の整備をしなければならない。

２ 市は、市職員に対する市民活動及び協働に関する啓発等を実施して、職員一人一人が、市民活動及び協働の重要性の理解を深めるよう努めるものとする。

（市民等の役割）

第５条 市民等は、基本理念にのっとり、市民活動に対する理解を深め、自分たちのまちのことに関心を持ち、自らできることを考えるとともに、自発的な意思に基づいて市民活動に参加、協力するよう努めるものとする。

（市民活動を行うものの役割）

第６条 市民活動を行うものは、基本理念にのっとり、地域社会の課題を解決するため、知識、経験、地域性及び柔軟性等の特性を生かして行動するとともに、その活動の内容を市民等に広く周知するよう努めるものとする。

（中間支援組織の役割）

第７条 中間支援組織は、基本理念にのっとり、市、市民等及び市民活動を行うものの間に立ち、市民活動の推進のために、市民活動を行うものの自立や課題解決のための情報及び技術の提供などを行うとともに、ネットワークの構築とその推進を図るよう努めるものとする。

（市の施策）

第８条 市は、市民活動の推進を図るために次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

⑴ 活動の場の提供に関すること。

⑵ 財政的支援に関すること。

⑶ 情報の提供に関すること。

⑷ 市民活動の啓発及び学習機会の提供、人的支援に関すること。

⑸ 市民活動を行うものがその特性を生かせる分野において、市が行う業務への参加機会の提供に関すること。

⑹ 中間支援組織との連携に関すること。

⑺ その他市民活動の推進に関し必要な事項

（協働事業）

第９条 市及び市民活動を行うものは、協働して事業を行うに当たり、次に掲げる協働の原則に基づいて事業を行うものとする。

⑴ 市及び市民活動を行うものは、対等の立場に立ち、それぞれの特性と役割を理解し、尊重すること。

⑵ 市及び市民活動を行うものは、信頼関係を構築するとともに、役割分担を明確にし、それぞれが、当該役割に応じた責任を果たすこと。

⑶ 市及び市民活動を行うものは、目的の実現までの過程を共有すること。

⑷ 市及び市民活動を行うものは、検証及び見直しを行うことにより、協働事業を充実させること。

（市民活動推進委員会）

第10条 市長の附属機関として、鎌倉市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２ 委員会は、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

⑴ この条例並びに市民活動及び協働の推進についての指針（以下「指針」という。）に関する事項

⑵ この条例及び指針に基づく活動に関する事項

３ 委員会は、市民活動の推進に関する事項について、必要があると認めるときは、市長に意

見を述べることができる。

４ 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

５ 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴ 学識経験を有する者

⑵ 知識経験を有する者

⑶ 公共的団体が推薦する者

⑷ 市民

６ 委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

７ 委員は、再任されることができる。

８ 第５項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

９ 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

10 臨時委員は、市長が委嘱する。

11 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

12 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に規則で定める。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

２　鎌倉市市民活動推進協議会委員名簿

（令和７年（2025年）４月○日から令和９年（2027年）３月31日まで）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | **（敬称略、順不同）** |
| **委員資格要件** | **所属機関又は団体名** | **氏名** |
| 学識経験を  有する者 | 立教大学コミュニティ福祉学部  仮として第３期の委員を掲載 | 原田　晃樹 |
| 知識経験を  有する者 | 一般社団法人　地域資源発掘ASAA | 土屋　真美子 |
| 公益財団法人　東京都つながり創生財団 | 東樹　康雅 |
| かまくらっぷ | 中井　美緒 |
| 公共的団体が  推薦する者 | 特定非営利活動法人  鎌倉市市民活動センター運営会議 | 西畑　直樹 |
| 社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会 | 曽根　健治 |
| 市民 | 公募市民 | 山口　重久 |
| 公募市民 | 水澤　麻美 |
| 公募市民 | 加茂　圭子 |

**（仮称）第2次 市民活動と協働を推進するための指針**

**～つながる鎌倉条例の目的の実現のために～**

**令和○年（202○年）３月**

**発行：鎌倉市　市民生活部　地域のつながり課**

**〒248-8686　鎌倉市御成町18番10号**

**TEL：0467-23-3000（内線2582）**

**FAX：0467-23-8700**

**E-mail:npo@city.kamakura.kanagawa.jp**